

「町田市小規模多機能連絡会」会則

(名 称)

第1条 この会は、町田市小規模多機能連絡会（以下、「本会」）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の連携を深め、研修や交流を通して介護の資質の向上及び法令遵守など適正な運営を図ると共に、高齢者及びその家族を支援し、地域福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 町田市における福祉への貢献
- ② 小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能居宅介護事業所を含む）の相互の密な連携、研鑽・交流
- ③ 事業運営の適正化に関する活動及び他職種との連携推進活動
- ④ その他、目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する町田市内の小規模多機能居宅介護及び看護小規模多機能居宅介護であり、当該事業所が町田市介護人材開発センターに登録していなければならない。

(入 会)

第5条 本会の会員になろうとする事業所は、入会申込書の提出を行い、会長の承認を受けることとする。

(会 費)

第6条 会費は、(町田市介護サービスネットワーク) 会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。会員の会費は別表のとおりとする。

会費は、年会費とし、毎年指定する期日までに納入するものとする。但し、年度途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。

- (1) 入会時の会費は、年単位とし、原則、加入時期による分割はしない。但し、10月以降に加入する場合は理事会の承認を得て、分割を認めることがある。
- (2) 退会時の会費は、既納の年会費はこれを返還しないものとする。

(会費の納入方法及び時期)

第7条 法人からの会費納付依頼書受領後、法人に直接又は法人の銀行口座に会費を納入するものとする。

- (1) 定められた手続きにより入会が認められた会員は、速やかに年会費を

納入しなければならない。

- (2) 前年度から継続する会員は原則として毎年 6 月末日までに次の方法により年会費を納入しなければならない。
- (3) 会費は、原則法人単位で納入するものとする。但し、法人と事業所の所在地が異なり、事業所単位で入会の判断及び会計処理を行っている場合は、申出により、事業所単位での納入を認めることがある。

(退 会)

第 8 条 会員が退会しようとする時は、退会する 1 カ月前に退会届の提出を行い、会長の承認を受けるものとする。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の 1 つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき
- ② 会員である事業所が介護保険事業所の指定を取り消されたとき
- ③ 連絡会において除名を決議されたとき

(事務局)

第 10 条 本会の事務局は、町田市介護人材開発センターに置くものとする。役員を中心に連携して職務を遂行する。

(役 員)

第 11 条 本会に次の役員をおくものとする。

- ① 会長 1 名
- ② 副会長 1 名
- ③ 会計 1 名
- ④ 会計監査 1 名

(役員を選出)

第 12 条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第 13 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- ③ 事務局は、本会の事務にあたる。
- ④ 会計は、本会の会計を担当する。
- ⑤ 会計監査は、本会の会計の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第 14 条 役員の仕事は 2 年とするが、再任は妨げないこととする。

(総 会)

第 15 条

- ① 総会は、毎事業年度 1 回以上開催する。
- ② 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会則の変更に関する事
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事
 - (3) 事業報告及び収支決算に関する事
 - (4) 役員改選に関する事
 - (5) その他、総会に付すべき重要な事
- ③ 総会の議長は、会長が行う。
- ④ 総会の決議は、総会に参加した会員の過半数の同意をもって成立することとする

(会 計)

第 16 条

- ① 本会の経費は、分担金、寄付金をもってあてる。
- ② 本会の会計年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(補 則)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、本会運営に関し必要な事項は、会長が定めることとする。

附則 この会則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日より改訂。